

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第72号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和8年3月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。
ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(別図のとおり)

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
(世界測地系)

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒
点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒
点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒
点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒
点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒
点ク 亀瀬灯標
点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒
点コ 夜灯鼻灯台

- 2 指示の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。